

令和3年2月12日
血液事業部会安全技術調査会

新型コロナウイルスワクチン接種者に対する採血制限の期間について（案）

今般、新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されることに鑑み、厚生労働科学研究班（「安全な血液製剤の安定供給に資する適切な採血事業体制の構築に関する研究」代表 濱口功 国立感染症研究所血液・安全性研究部長）において、別添のとおり、現時点での知見が整理された。

今回の新型コロナウイルスワクチンについては、これまで我が国で使用されてきたワクチンとは異なるタイプのワクチンであること、血液製剤の安定供給に支障を来す状況にはないこと等から、当分の間、下記のように取り扱うことが適当と考えられる。

また、今後も引き続き、さらなる知見の収集を行うとともに、血液製剤の供給状況、国内におけるワクチンの開発状況等を注視した上で、不活化ワクチン等において接種後1週間等とする取り扱いも含め、改めて検討すべきと考えられる。

○ 当分の間の取り扱い

新型コロナウイルスワクチンの種類	採血制限の期間
全てのワクチン	接種後4週間

※参考（研究班での議論）

研究班では、mRNA ワクチンやウイルスベクターワクチンを不活化ワクチンと同様に分類し接種後1週間等としている例が複数あることから、そうした対応も候補として議論された。しかし、ウイルスベクターワクチンを接種後4週間とするものや、接種後に発熱等を呈した場合は1～4週間後とするものなど、国によって対応が定まっておらず、引き続き、さらなる知見の収集を行う必要があると考えられた。また、いずれの対応が妥当か否かは、知見の収集に加えて、血液製剤の供給状況等も含め総合的に勘案する必要があり、安全技術調査会の意見を尊重すべきとの意見も出された。